

公開質問状への回答拒否について

【ご質問】（投稿日：2018年6月28日）

5月28日、有志団体「それいけ！タテカンマン」は山極総長あてに公開質問状および要望書を提出し、窓口で受理されました。回答期限であった6月11日に窓口を訪ねたところ、口頭で「差出人が不明なものについては回答できない」「学生からの意見についてはすべて『意見箱』で受け付ける」という回答がありました。

ついては、

公開質問状には団体名や連絡先が記載されているにも関わらず、なぜ「差出人が不明」であるとして回答を拒否するのか。

要望書は受理されたのか否か。

以上2つの質問にご回答ください。

【回答】（回答日：2018年7月11日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

公開質問状やそれに類するものは、差出人が不明なものを含め、様々なものが大学に提出されておりますが、京都大学が逐一全てに回答することはしておりません。要望書については、窓口でお預かりいたしました。